

令和 3 年度 第 1 回 日野市パートナーシップ制度検討委員会 要点録

日 時	令和 3 年 9 月 29 日(水) 午後 6 時 30 分～8 時 00 分
場 所	市役所本庁舎 5F 505-1・2 会議室
出席者	藤山委員、三宅委員、寺山委員、荻野委員、橋本委員、中澤委員 事務局(平和と人権課)
欠席者	渋谷委員
次 第	<p>1 委嘱状交付</p> <p>2 事務局・委員自己紹介</p> <p>3 議題</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)委員長、副委員長及び書記の選任について</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)制度導入の目標・主旨について</p> <p style="padding-left: 20px;">(3)検討方法・検討スケジュールについて</p> <p style="padding-left: 20px;">(4)検討項目について</p> <p>4 その他</p> <p style="padding-left: 20px;">・次回開催日連絡</p> <p style="padding-left: 40px;">日程:11月19日(金)18時30分～</p> <p style="padding-left: 40px;">会場:日野市役所本庁舎1階101会議室(予定)</p>
開会	開会の挨拶、本検討委員会の説明、録音・市民傍聴について
委嘱状配布	出席者は机上配布、欠席者及びオンライン参加者は郵送
事務局紹介	事務局職員より紹介
委員自己紹介	各委員より自己紹介
議題3	<p>(1) 委員長、副委員長及び書記の選任について説明<事務局></p> <p>日野市パートナーシップ制度検討委員会設置要綱第 5 条に基づき以下のように選任。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長:藤山新 ・副委員長:三宅大二郎 ・書記:寺山文子 <p>(2) 制度導入の目標・主旨について<事務局></p> <p>・制度導入の目標と理念は、第 4 次日野市男女行動計画の基本理念、市民の請願に基づいて策定している</p>

	<p>(3)検討方法・スケジュールについて<事務局></p> <p>資料 4・5 に基づいて説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の方々の意見を尊重し、各会議体で意見聴収・調整を行う。 ・パブリックコメントを用いて当事者以外の方からの意見を伺い、バランスを取って制度を策定したい。
<p>質疑・意見</p>	<p>【質疑】日野市パートナーシップ制度検討委員会(以下、「検討委員会」)について<委員></p> <p>検討委員会の検討の範囲について。複数の選択肢を意見として提案するのか、検討委員会として意見を一致させるのか。</p> <p>【回答】<事務局></p> <p>検討委員会としての意見をまとめていただくところまでお願いしたい。付帯事項として意見などを残すことは可能だが、委員会としての結論は出していただきたい。</p> <p>【質疑】検討方法・検討スケジュールについて<委員></p> <p>当日を迎えるまでの流れとして、事務局から事前に送られてきた資料を委員は確認し、意見などを準備しておいた上で、当日持ち寄って検討する、ということによいか。</p> <p>【回答】<事務局></p> <p>お見込みのとおり。</p>
<p>議題3</p>	<p>(4)検討項目<事務局></p> <p>資料 6 に基づいて説明</p> <p>(1)根拠について</p> <p>現行の「日野市男女平等基本条例」に「多様な性」の観点を取り入れ、日野市男女平等基本条例を改正することで対応したい。導入後は市内の企業にも協力依頼をするときなどに、条例を根拠にした方が対応しやすいと考えている。</p> <p>(2)ファミリーシップ制度について</p> <p>今回は非対応。第4次日野市男女平等行動計画のp.42 に記載されているように、「同性カップル等が婚姻に相当する関係を公的に認める制度の導入」としているため。2 人の関係に焦点を当て、証明することからスタートしたい。導入後、先進自治体の事例を研究しつつ、ファミリーシップ制度の導入について検討したい。</p> <p>(3)申請要件について</p> <p>①年齢</p> <p>全国的にみても「成人以上」が要件になってる。同様に「成人」として案を提示。</p>

	<p>②性別等 資料 3(p.4)に性別表記の案を参照。 ア. 性的マイノリティのみ対象とする場合 イ. 事実婚を対象とする場合 アとイでは今回は性的マイノリティの支援が目的なためアを考える。アの対象範囲の考え方として a～c の 3 パターンがある。 a:戸籍上の同性に限る b:戸籍上の同性及び性自認上の同性も含める c:一方または、双方が性的マイノリティであれば性別は問わない a と b では網羅できないパターンがあるので、c の案を採用したいと考えている。</p> <p>③住所地 原則、市内在住とするが、一定期間内に転入予定の方も対象として含めたいと考えている。 転入予定については、1 ヶ月、3 ヶ月以内などと一定の期間を設けたいと考えている。</p> <p>④配偶者等⑤その他 パートナーシップ制度導入の主旨は、「婚姻に相当する関係を公的に認める」ということなので、民法上の婚姻の要件に概ね準じて制度を設計したいと考えている。</p> <p>この制度は歴史が浅いため、今回策定することで完了とするのではなく、世の中の情勢に合わせながら、随時見直していく必要があると考えている。</p>
<p>質疑・意見</p>	<p>日野市男女平等基本条例及び条例施行規則の改正について</p> <p>【質疑①】<委員> 日野市男女平等基本条例は、前文で長年にわたる男尊女卑の社会慣行や固定的な役割分担が根強く残っているものを是正していくことを目標としている。多様な性の視点は、今の条例の前文にはない要素。前文や条例の名称を変えていくことが必要にではないか。</p> <p>【回答①】<事務局> 「男女平等」を目指す条例ではあるが、根本は性別に関する社会の不平等の是正、ジェンダーの問題が根底にある。 日野市男女平等基本条例の「男女」という部分は、条例成立の背景であり、残すべきものであると考えている。条例の中に「多様な性」という視点を入れ込み改正することを考えている。</p> <p>【質疑②】<委員> パートナーシップ制度を導入後も、制度の見直しをするというお話だが、条例に「何年以内に検討する」という記載をすることは可能か。</p> <p>【回答②】<事務局></p>

市の法務担当課に確認の上対応したい。パートナーシップ制度の見直しは、制定後3年～5年で実施しようと考えている。

【意見】<委員>

- ・ 条例の名称を変えなければ、新制度の理念が市民に伝わらないのではないか。

ファミリーシップ制度について

【質疑】<委員>

ファミリーシップ制度も一緒に導入してもよいのではないか。学校や医療の場面においての課題があるが、同時に解決できるのではないか。

【回答】<事務局>

パートナーシップ制度の理念は、請願書と日野市第4次男女平等行動計画の2つに基づくもの。2つとも同性等の2人のカップルの関係に着目しているため、2人の関係を証明するパートナーシップ制度から導入したいと考えている。ファミリーシップ制度とする場合は、家族のあり方など制度の理念を広く組み立てていく必要がある。

【意見】<委員>

- ・ パートナーシップ制度のみ(ファミリーシップ制度なし)で、学校に対して保護者として証明が可能になりうるか。パートナーシップ制度で対応できると良い。

申請要件の年齢について

【質疑】<委員>

「成年」とは、婚姻できる年齢ということか。それとも単独で契約を結べる年齢ということか。

【回答】<事務局>

契約が結べる年齢として「成年」と表記している。

申請要件の性別等について

【質疑】<委員>

請願書には「外国籍の方も申請できるように」とあるが、国籍の部分はどのように考えているのか。

【回答】<事務局>

国籍要件を設けている自治体はない。事務局案でも国籍要件はなく、パートナーシップ制度を利用できるようにしたいと考えている。

【意見】<委員>

- ① 「性的マイノリティ」と明記されていると、当事者は使いにくいのではないか。誰でも使えるほうが良いのではないか。
- ② 「性別は問わない」という表記の方が、敷居が低く感じられ利用しやすいと思う。できれば、「性的マイノリティ」という表現を変更していただきたい。
- ③ （性別は問わないとする）他の方と同意見。性的マイノリティを証明するものはないので、だれでも利用することができるほうが良いと思う。

申請要件の住所地について

【質疑①】<事務局>

住所要件について、転入予定も含めて不動産の契約を結ぶ際に役立てられるように転入予定者も対象としている。また、同居の要件を入れたほうが良いか。これらについてご意見いただきたい。

【回答①】<委員>

住所要件について、他の自治体を見るに、同居が条件となるものはほぼない。

【意見】<委員>

- ・ 事務局の住所要件案は、柔軟性があると感じた。

申請要件のその他について

<事務局>

婚姻と同等の制度とすると、養子縁組しているカップルについては対象外となる。養子縁組は親子関係を創設し、法的に拘束力がある一方で、パートナーシップ制度は市独自のものであり、法的な効力はない。この部分についてのご意見をいただきたい。

<委員>

養子縁組しているカップル対象な自治体は知る限りほぼない。制度が親子関係ではなく、成人同士の対等な関係が前提なため。養子縁組をしている方々もいるが、事務局案の内容を選択する自治体が多いと考える。

【質疑】申請要件のその他について<委員>

養子縁組については対象外となる提案ということだが、既に養子縁組を結んでいるカップルが、パートナーシップ制度を利用するニーズはあるか。

【回答】<事務局>

ニーズについては不明だが、現に養子縁組をしているカップルが、パートナーシップ制度を利用できるように自治体も存在する。

	<p>【意見】<委員></p> <p>① 養子縁組しているカップルが利用できる自治体があるようなので、実績について調べていただき、次回情報提供していただきたい。その後、どうするのか議論したい。</p> <p>② 養子縁組をしているカップルは相続などを目的としていると思われる。パートナーシップ制度では相続の問題に対応できない。利用者はパートナーシップ制度により2人の関係を公に認めてもらうことに意味を感じている。</p>
議題4	<p>その他<事務局より説明></p> <p>次回の検討委員会は11月19日(金)を予定。 日程が近づいたら事務局よりメールにて詳細を連絡。</p>